

産業用地等創出に係る事業可能性調査業務委託公募型プロポーザル質問及び回答

No.	到達日	質問項目	質問内容	回答
1	令和8年4月14日	企画提案書（任意様式）の枚数	企画提案書（任意様式）はA4 判横書きと指定されていますが、枚数の制限は設定されていますでしょうか。	枚数の制限はございません。 企画提案書に目次及びページをつけてご提出をお願いします。
2	令和8年4月16日	実施要領 6参加資格要件 (9)について	参加資格要件において、「直近7年間(令和元年度～令和7年度)に、市街化調整区域の産業用地等創出に係る関係事業を履行した実績を有していること」との要件が記載されておりますが、当該実績要件において、業務完了に至っていない案件(契約締結後、業務着手から1年以上経過し、年度を跨いで履行中の契約案件)についても、実績として認められるでしょうか。ご教示ください。	令和7年度末までに事業を完了していることを履行実績と捉えております。 そのため、業務完了に至っていない案件については実績に含まれません。
3	令和8年4月16日	実施要領 2事業の目的	実施要領2「事業の目的」において、『令和元年度に実施した「松戸市産業用地活用可能性に関する調査業務委託」及び令和4年度に実施した「松戸市産業用地創出に係る事業可能性調査業務委託」の調査結果を踏まえ』との記載がございますが、的確な企画提案を行うため、過年度の調査結果の概要についてご教示いただけますでしょうか。	令和元年度に実施した委託の調査結果の概要版を以下に掲載いたします。 令和4年度に実施した委託概要につきましては、機密性が高い文書も含まれるため、非公表とさせていただきますが、調査内容について項目で記載いたします。 ・各候補地の現況把握及び分析による課題の再整理 ・民間開発事業者の意向調査 ・事業化方策の検討 ・事業スケジュール案の検討 ・今後の課題・検討事項の整理

No.	到達日	質問項目	質問内容	回答
4	令和8年4月16日	実施要領 6参加資格要件 (9)業務実績	「市街化調整区域の産業用地等創出に係る関係事業を履行した実績を有していること」とあるが、基本設計や実施設計の業務も対象かご教授ください。	はい。市街化調整区域における基本設計や実施設計は履行実績の対象となります。参考までに基本設計の定義は、経済産業省が作成している『自治体担当者のための産業用地整備ガイドブック～全体像と事例から学ぶ～』の資料P13に記載の基本計画の策定に記載の内容です。 例) 土地利用計画、道路計画、造成計画、供給処理（上水道・工業用水道等）計画など 実施設計については同資料P18の実施設計に記載の内容でございます。 例) 道路・排水等の縦断図などを詳細部分までの設計の作成
5	令和8年4月16日	実施要領（4P） 11 企画提案書等の提出について (2) 企画提案書	企画提案書は任意様式とのご指示がございますが、ページ数等の制限についても「任意」という認識でよろしいでしょうか。	No.1回答のとおりでございます。
6	令和8年4月16日	仕様書（1P） 3目的	「令和元年度に実施した「松戸市産業用地活用可能性に関する調査業務委託」及び令和4年度に実施した「松戸市産業用地創出に係る事業可能性調査業務委託」（以下、これらを併せて「既往業務」という。）の調査結果を踏まえ」と記載がございます。企画提案にあたっては、これらの調査結果なども踏まえたものになりたいと考えます。つきましては、こうした既往調査内容のご提供または閲覧などは可能でしょうか。	No.3の回答のとおりでございます。

No.	到達日	質問項目	質問内容	回答
7	令和8年4月16日	仕様書(2P) 7業務内容 (1)事業化検討区域の抽出	仕様書に記載の①～⑩の資料についてですが、既往調査で整理されたものがありますでしょうか。とくに⑨農業経営状況の把握についてなど)それともゼロからの調査でしょうか。	既往調査により整理したのもございますが、前回の実施から約4年が経過しており、対象区域等も異なることが想定されるため、再度調査をお願いします。なお、既往調査結果は、契約締結後にお渡しさせていただきます。また、地権者や近隣住民への直接的なヒアリングは委託内容で想定しておりません。
8	令和8年4月16日	仕様書(2P) 7業務内容 (1)事業化検討区域の抽出	高塚新田地区から抽出した事業化検討区域(約50ha)はすでに想定されているエリアがあればお教え願います。 また、事業化検討区域「1箇所」を抽出するという認識でよろしいでしょうか。 複数であれば、仕様書(2)～(4)の調査検討のボリュームがかなり大きくなると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化検討区域について、すでに想定しているエリアはございません。 ・事業化検討区域は1箇所抽出してください。 ・なお、事業化検討区域に含めなかった場所については、区域に含まなかった理由を記載するようお願いします。
9	令和8年4月16日	仕様書(2P) 7業務内容 (2)地権者アンケート調査の実施	仕様書には「事業化検討区域を抽出した後、当該区域内に所在する地権者に対してアンケート調査を実施する。」と記載されていますが、上記の質問3に同じく、アンケート調査は事業化検討区域「1箇所」と認識してよろしいでしょうか。	はい。事業化検討区域「1箇所」で実施します。
10	令和8年4月16日	仕様書(2P) 7業務内容 (2)地権者アンケート調査の実施	概ね400件と記載されていますが、既往調査で検討された想定区域があるのでしょうか。 それともこの400件は費用を算出するための仮の数字でしょうか。もしそうであれば、件数の増減によって、委託費用の増減等もありうるのでしょうか。	高塚新田地区(約159ha)から事業化検討区域(約50ha)を複数抽出した場合の地権者情報を確認したところ、最大400件であったためそのように設定しております。 仕様書に記載のとおり、仮に想定を超えた場合は市と協議のうえ、決定させていただきます。